

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市水道局契約規程（平成6年水道事業管理規程第7号）第3条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和7年6月12日

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝

## 1 入札に付する物品購入等の内容

- (1) 物品番号 印刷ー2
- (2) 物 品 名 上下水道メーター検針お知らせ票及び水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書
- (3) 規 格 仕様書のとおり
- (4) 数 量 14,000巻
- (5) 納入場所 旭川市水道局上下水道部管路管理課給排検針係
- (6) 納入期間 令和7年12月12日（金）
- (7) 納入条件 仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 公告の日において、旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格における営業種目「1830フォーム印刷」の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については14(3)参照。）

## 3 入札の参加申請

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書を提出し、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（様式１） ２部

(2) 提出期間

公告の日から令和７年６月１９日（木）までの旭川市の休日を定める条例（平成５年旭川市条例第３号）第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前８時４５分から午後５時１５分まで。

(3) 提出場所

〒０７０－８５４１

旭川市上常盤町１丁目 旭川市水道局庁舎３階

旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係

電話 ０１６６－２４－３１７１

FAX ０１６６－２５－９５００

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。（ファクシミリによるものは受け付けない。）

なお、郵送する場合は、(3)にその旨を電話連絡の上、提出期限までに提出場所に到達するよう郵送手続を行うこと。

入札書は６(6)の期間に別途提出すること。

(5) 提出確認

申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印のうえ、うち１部を交付する。

なお、申請書を提出したにもかかわらず交付がない場合は、３(3)に連絡し、確認すること。

(6) 入札参加資格の確認

申請者のうち、入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、令和７年６月２３日（月）までにその理由を記載した文書により当該申請者へ通知する。

(7) 提出書類様式の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、次の旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>

(8) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 管理者は、提出された申請書を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書は返却しない。

４ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和７年６月２５日（水） 午後５時１５分

イ 提出場所 ３(3)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 管理者は、前項の説明を求められたときは、令和７年６月２７日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 5 仕様書の閲覧等

(1) 本物品購入等に係る仕様書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期 間 公告の日から令和7年7月1日（火）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 場 所 旭川市水道局庁舎4階縦覧室

(2) 仕様書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書（様式4）を提出すること。

ア 提出期限 令和7年6月26日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 3(3)に同じ。

ウ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(3) 前号の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市水道局ホームページにおいて公表する。

ア 閲覧期限 令和7年7月1日（火）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 閲覧場所 5(1)イに同じ。

## 6 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時 令和7年7月2日（水）午前9時00分

(2) 開札の場所 旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局庁舎4階 第2会議室

(3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

(4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市水道局物品購入等の競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日午前9時00分までに3(3)まで申し込むこと。

なお、開札会場の都合により他の入札を併せて傍聴人は20名までとする。

(5) 入札書の提出方法

事前に持参又は郵送すること（ファクシミリによる入札は認めない。）。

ア 持参する場合

氏名（法人の場合はその名称又は商号）、件名を表記した封筒に入れ、3(3)まで持参すること。

イ 郵送する場合

二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）はアのとおり作成すること。外封筒には氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日、物品番号、物品名を記載すること。

ウ 旭川市水道局物品購入等競争入札（郵送方式）心得（以下「入札心得」という。）を承知すること。

(6) 入札書の提出期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月1日（火）までとし、持参する場合は、休日を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。

(7) 入札方法

ア 総価で入札に付する。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札回数は2回を限度とする。

なお、1回目不落の場合、2回目の開札日時及び提出期限を参加者に電話で通知するので、6(5)の方法で入札書を提出すること。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また、管理者により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、確認の後旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約条項を示す場所

3(3)の場所で閲覧に供するほか、旭川市水道局ホームページにおいても公表する。

10 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

12 支払条件

一括後払いとする。

13 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該物品購入等の入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。

#### 14 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、旭川市水道局物品購入等事務取扱要綱、入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 2 (5)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

##### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### ウ その他、ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

（ア）事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合

- (4) その他入札に関する問い合わせ先

3 (3)に同じ。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者  
住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

物品番号 印刷－ 2

物 品 名 上下水道メーター検針お知らせ票及び水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書

入 札 日 令和7年7月2日

令和7年6月12日付けで入札公告のありました上記物品に係る競争入札参加資格について確認されたく、申請します。

なお、本申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

| 添付書類名 | 添付の有無 |
|-------|-------|
|       | 有 ・ 無 |
|       | 有 ・ 無 |

|           |
|-----------|
| 旭川市水道局受付印 |
|           |

※ この申請書は、受理時に旭川市水道局受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部（1部は写し可）提出すること。

※ 申請期限 令和7年6月19日

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市水道事業管理者  
(電話番号 0166-24-3171)  
(FAX 番号 0166-25-9500)

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

質問年月日 令和 年 月 日

|         |         |  |  |
|---------|---------|--|--|
| 物品番号    |         |  |  |
| 物 品 名   |         |  |  |
| 質 疑 事 項 | 回 答 事 項 |  |  |
|         |         |  |  |

第 \_\_\_\_\_ 回

番号 \_\_\_\_\_ 印刷-2 \_\_\_\_\_ 番

# 入 札 書

1 金 額

| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 件 名      上下水道メーター検針お知らせ票及び水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書

競争入札心得及び仕様書承諾の上、上記の金額をもって入札いたします。

令和      年      月      日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住所

商号又は  
名称

代表者  
職氏名

印

※点線から切り取り、封筒の表側に糊付けして使用してください。

※①～④の欄に必要事項を記載してください。

|       |             |         |                                             |
|-------|-------------|---------|---------------------------------------------|
| 切手    |             | 0708541 | 旭川市上常盤町1丁目<br>旭川市水道局<br>上下水道部経営企画課<br>契約係 行 |
| 入札書在中 |             |         |                                             |
| ① 差出人 | <div></div> |         |                                             |
| ②開札日  | 令和 年 月 日    |         |                                             |
| ③物品番号 | ④物品名        |         |                                             |
|       |             |         |                                             |

## 印刷仕様書

旭川市水道局管路管理課

### 1 品名

上下水道メーター検針お知らせ票及び水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書

### 2 概要

水道メーター検針の際に、携帯プリンターから発行する「上下水道メーター検針お知らせ票及び水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書」に用いるロール紙を印刷するもの。

### 3 使用した用紙を使用するプリンターの型式

大崎データテック製4インチ携帯プリンター SP650(V)及びSP650(VI)

### 4 数量 14,000 巻

### 5 用紙形状等の規格(別紙1参照)

#### (1) 用紙

大崎データテックで認定されている郵政振込票対応品(GS1-128対応)のうちから選択すること。(別紙2参照)

#### (2) 用紙一枚の寸法

幅 $114.0\pm0.2\text{mm}$ ×用紙ピッチ $180.0\pm0.2\text{mm}$

#### (3) 形状

内径 $12\text{mm}\pm0.5\text{mm}$ (巻芯なし)、外径 $52.0\text{mm}$ 以下(外径変形量 $1\text{mm}$ 以下)のロール状に巻くこと。感熱面(印字面)を内側とする。

#### (4) ミシン目加工

ア 用紙ピッチ毎と変則ミシン一箇所 カット部 $1.5\text{mm}$ 、つなぎ部 $0.5\text{mm}$ 。

イ ミシン目は表面から裏面へ入れること。

ウ 第1ミシン目はつなぎ部から始まるミシン目加工とする。

エ 第2ミシン目はカット部から始まるミシン目加工とする。

オ ロール紙の巻きの固さはロール紙の表面に $7\text{kg}$ の加重を10秒掛け、外径変形量が $1\text{mm}$ 以下であること。

#### (5) 1巻あたりの枚数

101 枚

### 6 印刷方法

#### (1) 表面(感熱面) 印刷なし

#### (2) 裏面(原稿(イメージ図) 別紙3、アイマーク仕様及びエンドマーク仕様 別紙1参照)

ア 刷色数: 2色(本文1色+アイマーク1色)

イ 裏面文字

OCRドロップアウトカラーとし印刷範囲を厳守すること。

ウ 裏面QRコード

文字と同色で印刷し、印刷範囲を厳守すること

エ 裏面アイマーク

黒色を使用し印刷、濃度はP C S 値 85%以上とする。マクベス濃度計 P C M－Ⅱ型またはマイクロリフレクタンスメーターMR－1 2（フィルタC）にて測定すること。

裏面エンドマークは残数2枚目に印刷すること。

7 校正 1回

8 納入条件

（1）巻止めは、シール止めとすること。

（2）小巻に対する包装は、1巻毎に防水性を考慮し、かつ開封しやすいようミシン目等を施し、遮光性黒ビニールにて包装すること。

（3）箱梱包は、50巻入/箱とすること。（280箱）

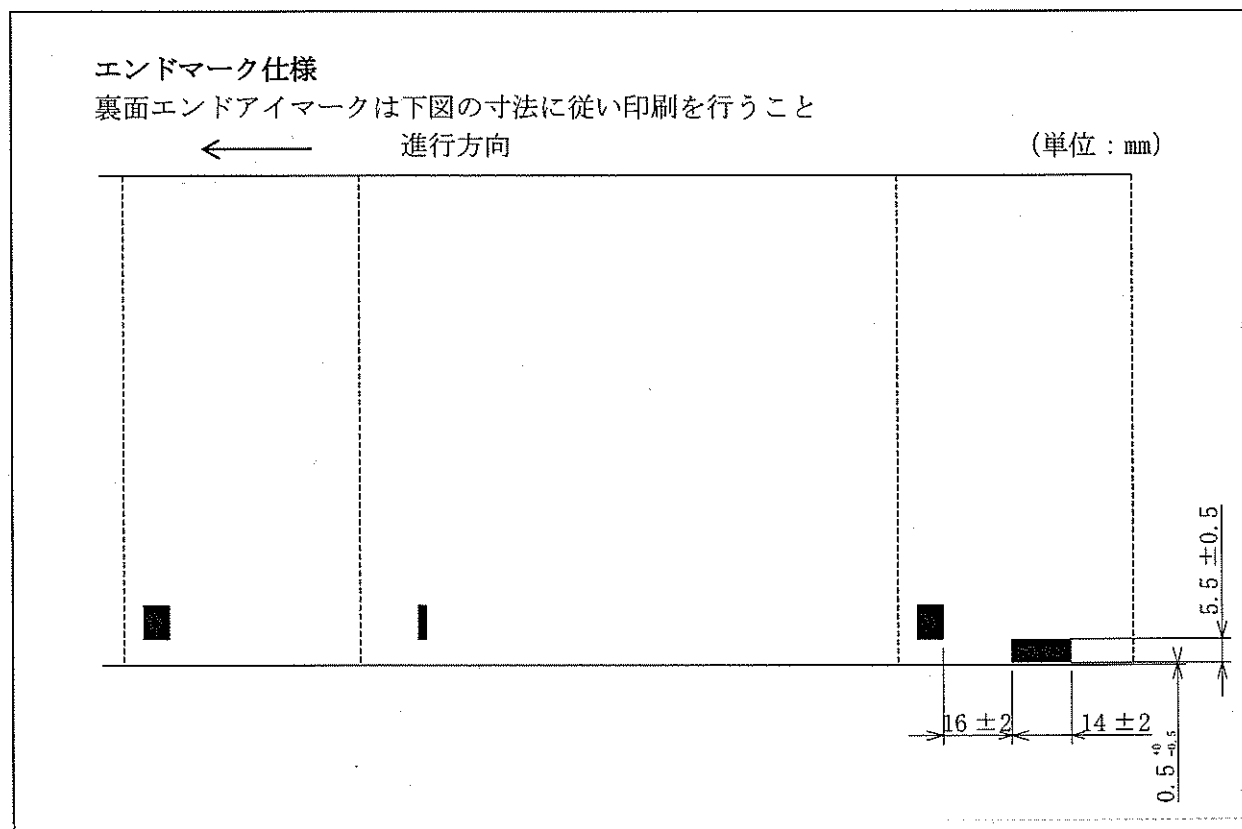
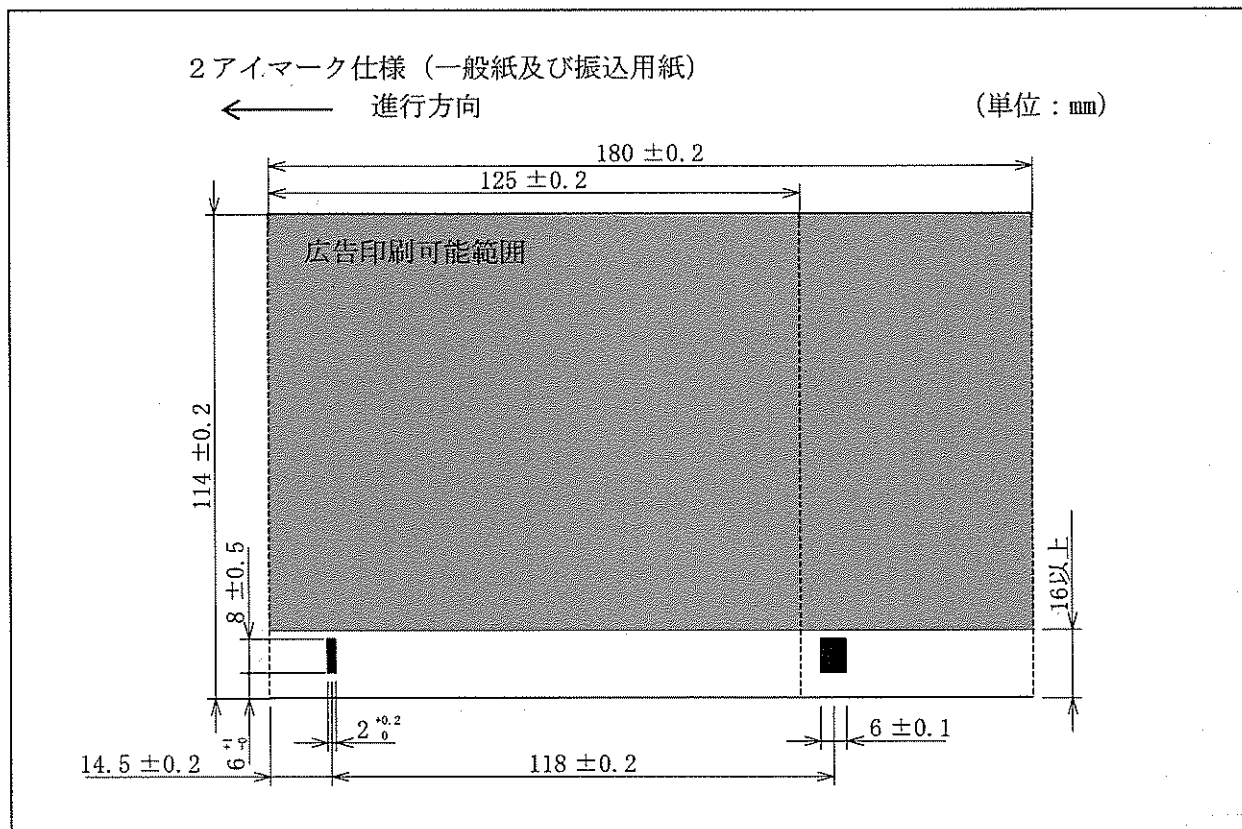
9 納期 令和7年12月12日（金）

10 納入場所

旭川市水道局管路管理課給排検針係とする。

11 事前打合せ

契約者は、「上下水道メーター検針お知らせ票及び水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書」作成に先だって水道局担当者と事前に打ち合わせをすること。



別紙2 認定紙一覧

ゆうちょ銀行払込取扱票（GS1-128対応）

| 型番           | 用紙厚      | 製造メーカー（五十音順）  |
|--------------|----------|---------------|
| ODT100-KG    | 102±5 μm | 片貝印刷株式会社      |
| ODT100TC-STL | 102±5 μm | 国際チャート株式会社    |
| HKO-100KO    | 102±5 μm | 小林クリエイト株式会社   |
| HKO-100KR2   | 102±5 μm | 小林クリエイト株式会社   |
| ODT100-TFN   | 102±5 μm | TOPPANエッジ株式会社 |
| NTC-100C     | 102±5 μm | 株式会社中川製作所     |
| OAN-100NK2   | 102±5 μm | 日本通信紙株式会社     |
| OBN-100NK    | 102±5 μm | 日本通信紙株式会社     |

お客様へのお知らせ

□上下水道料金表（2か月分）

| 基本料金 | 従量料金（1㎡につき） |
|------|-------------|
| 家事用  |             |
| 水道   | 1 から16㎡まで   |
|      | 水道 41円      |
|      | 下水道 10円     |
|      | 17㎡以上       |
| 下水道  | 水道 166円     |
|      | 下水道 156円    |
|      | 1720円       |
|      | 1 から16㎡まで   |
| 下水道  | 水道 41円      |
|      | 下水道 10円     |
|      | 101から400㎡まで |
|      | 水道 245円     |
| 下水道  | 2,052円      |
|      | 17から40㎡まで   |
|      | 水道 166円     |
|      | 下水道 156円    |
| 下水道  | 41から100㎡まで  |
|      | 水道 204円     |
|      | 下水道 183円    |
|      | 101㎡以上      |
| 下水道  | 水道 257円     |
|      | 下水道 275円    |

（消費税抜きの表示です）  
□径が75mm以上の基本料金や一部の対象者への減免制度につきましては、水道局ホームページや水道局へお問合せください。

□給水契約について  
給水契約の内容は、旭川市水道事業等給水条例と旭川市水道事業等給水条例施行規程となります。

□審査請求について  
下水道使用料に不服があるときは、審査請求することができます。

お客様へのお願い

□お客さまの維持管理

給水装置はお客様の財産です。破損や漏水等による修理の費用はすべてお客様の負担になります。定期的にメーターを見て漏水の早期発見に努めましょう。  
水道局では屋外の止水栓で水を止めていません。休止中・最期間使用しない場合には、屋内の水抜き栓で水を止めてください。

□下水道使用量について

公共下水道に排出される下水道使用量は水道使用量と同一になります。  
下水道使用量と水道使用量が著しく異なる場合は水道局へ御連絡ください。

□消費税課税事業者の方へ

令和5年10月1日以降に検針する分の上下水道メーター検針お知らせ票は、本市の水道料金・下水道使用料の通格請求書となります。

本紙は感熱紙のため、変色・退色を防止するため、高温多湿・光が直接当たる場所を避けて保存してください。

- ・旭川市水道事業会計(水道料金) 登録番号 T7-8000-2000-1171 (代理交付受託者)
- ・旭川市下水道事業会計(下水道使用料) 登録番号 T8-8000-2000-1170 (代理交付委託者)

□お問い合わせ先（連絡先）  
旭川市水道局お客様センター  
TEL 0166-24-3163

□水道局への届出について  
上下水道を使用開始・中止するとき、届出内容に変更があるときは水道局へ御連絡ください。  
入院等で長期間にわたり上下水道を使用しない場合には、上・下水道料金を一時使用停止できます。  
上下水道の使用開始・中止は電話連絡のほか、水道局ホームページ上でも手続きできます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/4425/p008477.html>



進行方向

用紙の高さ114mm±0.2

お客様へのお知らせ

□上下水道料金表（2か月分）

| 基本料金 | 従量料金（1㎡につき）     |             |
|------|-----------------|-------------|
| 水道   | 家事用             |             |
|      | 1から16㎡まで        | 17㎡以上       |
|      | 水道 41円          | 水道 166円     |
|      | 下水道 10円         | 下水道 156円    |
|      | 家事用以外           |             |
|      | 1から16㎡まで        | 101から400㎡まで |
| 下水道  | 水道 41円          | 水道 245円     |
|      | 下水道 10円         | 下水道 251円    |
|      | 2,052円17から40㎡まで | 401㎡以上      |
|      | 水道 166円         | 水道 257円     |
|      | 下水道 156円        | 下水道 275円    |
|      | 41から100㎡まで      |             |
|      | 水道 204円         |             |
|      | 下水道 183円        |             |

（消費税抜きの表示です）

□径が75mm以上の基本料金や一部の対象者への減免制度につきましては、水道局ホームページや水道局へお問合せください

□給水契約について  
給水契約の内容は、旭川市水道事業等給水条例と旭川市水道事業等給水条例施行規程となります。

□審査請求について  
下水道使用料に不服があるときは、審査請求することができます。

お客様へのお願い

□お客さまの維持管理  
給水装置はお客様の財産です。破損や漏水等による修理の費用はすべてお客様の負担になります。定期的にメーターを見て漏水の早期発見に努めましょう。  
水道局では屋外の止水栓で水を止めていません。休止中・最期間使用しない場合には、屋内の水抜き栓で水を止めてください。

□下水道使用量について  
公共下水道に排出される下水道使用量は水道使用量と同一になります。  
下水道使用量と水道使用量が著しく異なる場合は水道局へ御連絡ください。

□消費税課税事業者の方へ  
令和5年10月1日以降に検針する分の上下水道メーター検針お知らせ票は、本市の水道料金・下水道使用料の通格請求書となります。  
  
本紙は感熱紙のため、変色・退色を防止するため、高温多湿・光が直接当たる場所を避けて保存してください。  
・旭川市水道事業会計(水道料金) 登録番号T7-8000-2000-1171（代理交付受託者）  
・旭川市下水道事業会計(下水道使用料) 登録番号T8-8000-2000-1170（代理交付委託者）

□お問い合わせ先（連絡先）  
旭川市水道局お客様センター  
TEL 0166-24-3163

用紙の幅180mm±0.2

アイマーク・エンドマーク  
印刷範囲高さ16mm以上

公告印刷可能範囲98mm（用紙の高さから16mmを控除）

用紙幅—右の幅  
(55mm±0.4)

きりとり線までの幅125mm±0.2

別紙3-2 上下水道検針お知らせ票 裏面イメージ  
令和7年度印刷

エンドマーク (最後の1枚のみ)  
(幅14mm±2・高さ5.5mm±0.5)  
位置：右隣のアイマーク左辺から右  
辺まで16mm±2・上辺から  
0.5mm+0～-0.5

アイマーク  
(幅6mm±0.1・高さ8mm±0.5)  
位置：右のアイマーク中心から118mm±0.2  
上辺から6mm+1-0

マーク中心の長さ118mm±0.2

用紙の幅180mm±0.2

上辺から0.5mm+0-0.5

16mm±2

上辺から6mm+1-0

14.5mm±0.2

アイマーク  
(幅2mm+0.2-0・高さ8mm±0.5)  
位置：上辺から6mm+1-0  
右辺から14.5mm±0.2

アイマーク・エンドマーク  
印刷範囲高さ16mm以上

用紙の高さ114mm±0.2

お客様へのお知らせ

□上下水道料金表 (2か月分)

| 基本料金 | 従量料金 (1㎡につき) |             |
|------|--------------|-------------|
|      | 家事用          |             |
| 水道   | 1から16㎡まで     | 17㎡以上       |
|      | 水道 41円       | 水道 166円     |
|      | 下水道 10円      | 下水道 156円    |
|      | 家事用以外        |             |
| 下水道  | 1から16㎡まで     | 101から400㎡まで |
|      | 水道 41円       | 水道 245円     |
|      | 下水道 10円      | 下水道 251円    |
|      | 2,052円       | 17から40㎡まで   |
| 下水道  | 水道 166円      | 401㎡以上      |
|      | 下水道 156円     | 水道 257円     |
|      | 41から100㎡まで   | 下水道 275円    |
|      | 水道 204円      |             |
|      | 下水道 183円     |             |

□給水契約について  
給水契約の内容は、旭川市水道事業等給水  
条例と旭川市水道事業等給水条例施行規程と  
なります。

□審査請求について  
下水道使用料に不服があるときは、審査請  
求することができます。

お客様へのお願い

□お客さまの維持管理

給水装置はお客様の財産です。破損や漏水等によ  
る修理の費用はすべてお客様の負担になります。定  
期的にメーターを見て漏水の早期発見に努めましょ  
う。  
水道局では屋外の止水栓で水を止めていません。  
休止中・最期間使用しない場合には、屋内の水抜き  
栓で水を止めてください。

□下水道使用量について

公共下水道に排出される下水道使用量は水道使用  
量と同一になります。  
下水道使用量と水道使用量が著しく異なる場合に  
は水道局へ御連絡ください。

□消費税課税事業者の方へ

令和5年10月1日以降に検計する分の上下水道メー  
ター検針お知らせ票は、本市の水道料金・下水道使用  
料の通格請求書となります。

本紙は感熱紙のため、変色・退色を防止するため、高温多湿・光が直接当たる場所を避けて保存して  
ください。

・旭川市水道事業会計(水道料金) 登録番号T7-8000-2000-1171 (代理交付受託者)  
・旭川市下水道事業会計(下水道使用料) 登録番号T8-8000-2000-1170 (代理交付委託者)

□お問い合わせ先 (連絡先)  
旭川市水道局お客様センタ  
TEL 0166-24-3163



<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/4425/p008477.html>

□水道局への届出について  
上下水道を使用開始・中止するとき、届出  
内容に変更があるときは水道局へ御連絡くだ  
さい。  
入院等で長期間にわたり上下水道を使用し  
ない場合には、上・下水道料金を一時使用停  
止できます。  
上下水道の使用開始・中止は電話連絡のほ  
か、水道局ホームページ上でも手続きできま  
す。

進行方向

公告印刷可能範囲 98mm (用紙の高さから16mmを控除)

用紙幅—右の幅  
(55mm±0.4)

きりとり線までの幅125mm±0.2

きりとり線

別紙3-3 上下水道検針お知らせ票 裏面 配置  
令和7年度印刷